

「建設工事における現場代理人兼務可能要件の緩和について」に係る取扱いの一部改正について

(令和7年2月1日施行)

本市では、山形県の取扱いに準じて現場代理人の常駐義務緩和を運用していますが、令和7年2月1日に施行される建設業法の一部改正に伴い県の取扱い基準が改正されましたので、本市工事においても、主任技術者及び現場代理人の兼任の取扱いに係る建設工事の請負代金の額を改めます。

1 適用日

令和7年2月1日(施工中の工事を含む)

2 取扱い基準

改正前	改正後	項目	内容
4,000万円 (建築一式 8,000万円) 未満の 工事	4,500万円 (建築一式 9,000万円) 未満の 工事	発注者	国・県発注工事可
		兼務工事の関係性	鶴岡市管内で施工する工事
		主任技術者との兼務	現場代理人のみも可
		兼務可能件数	3件まで (災害復旧を1件含む場合4件、2件含む場合5件)
4,000万円 (建築一式 8,000万円) 以上の 工事	4,500万円 (建築一式 9,000万円) 以上の 工事	発注者	国・県発注工事可
		兼務工事の関係性	一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10Km程度の近接した場所において施工する工事
		主任技術者との兼務	現場代理人のみの兼務も可
		兼務可能件数	2件まで
	【新設】 上記を除く 4,500万円 (建築一式 9,000万円) 以上の 工事	請負代金	1億円未満(建築一式は2億円未満)
		兼務工事の関係性	現場間の移動時間がおおむね2時間以内 (通常の手段による)
		下請け	下請け次数が3次以内
		その他	・現場状況を音声・映像で確認可能な環境が整備 ・人員配置等の計画書作成・保存 ・施工体制が情報通信機器により遠隔から把握可能
		兼務可能件数	2件まで

(※)山形県建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和の取扱いに準じた要件となります。

山形県ホームページ > 県政情報 > 入札情報・資格審査等 > 入札情報 > 建設工事入札情報 > 入札・契約関係様式ダウンロード
<https://www.pref.yamagata.jp/documents/3898/gd-jyochu-kanwa061223.pdf>

3 手続き方法について

現場代理人が複数の現場を兼務する場合は、当該工事の落札決定後、既に請負っている工事の施行担当課と工事打合簿等による確認を行ったうえで、契約締結後すみやかに当該工事の施行担当課との工事打合簿等による確認が必要となります。

問い合わせ先

鶴岡市役所 総務部 契約管財課 契約検査係
電話 0235-35-1154(直通)